

在留状況確認調査の実施(ご協力のお願い)

- 日頃より、当館領事業務につきましてご理解をいただき厚くお礼申し上げます。
- 当館にご提出いただいている在留届につきまして、先日(8月9日)、定期的な更新のお願いを領事メールにてご案内いたしましたが、今般改めて本年10月1日を基準に在留状況確認調査を実施いたします。
- 本件は、当地において緊急事態が発生した際の安否確認や、事態の最新情報の提供等を迅速に行うための在留邦人向けの連絡体制の整備を趣旨としてお願いするものです。
- 本メールを受け取った方は、以下の要領にしたがってご対応をお願いします。
- 本件調査に限らず、在留届については、ご自身の登録内容を常に最新の状態に保っていただきますようお願いいたします。

1. 「在留届」の住所または滞在期間等記載内容に変更の無い方

ご連絡の必要はございません。 但し、在留届に記載の滞在期間が超過している又は滞在期間が未記入の方はあらためて変更届を提出してください。

2. 引き続きウズベキスタン国内にお住まいで「住所・電話番号・滞在期間等」に変更がある方、既に日本に「帰国」されている方、または他の在外公館の管轄区域に「転出」された方

以下のいずれかで手続きをお願いします。

(1) インターネット(オンライン在留届(ORRネット))から在留届を提出された方

オンライン在留届(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)での手続きをお願いします。

※ログイン用パスワードを忘れた方は、システムのメニュー「パスワードを忘れた方」ボタンからパスワードの再登録をお願いします。

※「帰国日」または「転出日」が不明な場合はおおよその年月日でも結構です。

(2) 在留届用紙に記入して届け出られた方

変更事項(帰国日、転出日等)を当館電子メール(ryouji@ts.mofa.go.jp)宛にお送りください。

※「帰国日」または「転出日」が不明な場合はおおよその年月日でも結構です。

3. その他

(1) 2022年度より、在留確認メールは、長期滞在者の内、在留届に記載の滞在期間が超過されている方、及び未記入の方に送信されます。

(2) また、当館から在留届記載の連絡先に連絡が取れなかった方については、その日から1年後に再度連絡を試みて連絡が取れなかった場合に、当館管轄地域から転出したものとして扱わせていただきます。

○在ウズベキスタン日本国大使館 領事部

住所: Tashkent city, Yashnabad dist. Sadyk Azimov str., 1-28

電話: (代表)+998-78-120-8060(内線 25)

ホームページ: https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○日本国外務省領事サービスセンター

電話: (代表)+81-3-3580-3311, (内線)2902, 2903